

平均3.48しか受診していない。

計画本部に所属するエブルル夫人がごく最近発表した研究によると、上級職員と一般労働者の報酬格差は4対1であるが、社会保障による再分配が行なわれた後でもこの格差は3.2対1になるだけである。

以上のような理由から、少なくとも次のような措置をとることはきわめて当然だと思われる。拠出対象賃金の上限を少なくとも初級職長の賃金水準まで引上げること。または疾病保険の拠金の少なくとも一部につき上限を撤廃すること。しかし0.1の上限撤廃に対し1975年度で5億フランの增收にしかならないことを考慮すると、かりに全面的な上限撤廃が実現したとしても、この措置だけでは、1975年度における疾病保険財政の赤字を解消することはできない。

したがってこの他に、第4および第5の解決策である医療供給機構の抜本的な改革ならびに国庫負担の問題が考慮される必要がある。第4の解決策に関し最も重要な論点は、医療の需要者は社会化され強制化された機構に組み入れられているのに対し、供給側はほ

とんど自由放任の資本主義的機構にとどまっている事実である。この両者のよりよい調和をはかるには、診療報酬制の改革と製薬業、薬局の体制改善がその鍵となる。

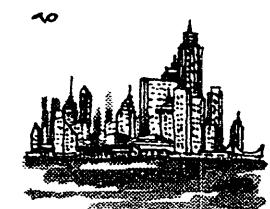
第5の国庫負担に関しては、社会保障給付費の上昇率は賃金上昇率をはるかに上回っていることを考え併せると、長期的に見て社会保障財源を賃金労働者の拠金のみによってま

かなうことは無理であり、その財源をさらに広い国民層に求める必要がある事実を認識しなければならない。

Le Monde; 1970-3.3, 3.4, 3.5

(平山 阜 国立国会図書館)

公的扶助制度改正法案 難航す



(アメリカ)

昨年8月8日のテレビ演説と11日の議会へのメッセージで発表された「現行社会福祉制度の大改革」に関するニクソン大統領の提案は、その後政府起草により「1935年社会保障法 the Social Security Act of 1935」の改正法案として10月15日に下院歳入委員会に提出

されたのであった。この法案の柱は大統領提案中の現行公的扶助制度の全面改正である。法案起草の段階で大統領提案の内容は若干修正されたが、さらに下院歳入委員会で多少の修正が加えられ、現在上院財政委員会の審議が展開中である。しかし当初の予想に反して

上院での審議は「家族扶助計画 Family Assistance Plan」をめぐって難航しており、法案はふりだしに戻って検討される気配が濃厚となつた。

だが中間選挙への政治的配慮等の理由から、与野党とも貧困家庭に対する所得保証 guaranteed income という進歩的な構想には真正面から反対することもできず、法案の成行きは各界から注目されている。そこで今回は、昨年の大統領提案の現在にいたるまでの経過を紹介しよう。

家族扶助提案 Family Assistance Plan

昨夏ニクソン大統領は、州によって不公平な現行公的扶助制度を廃止し、公的扶助支出に関する州の重い負担を軽減せしめ、より多くの貧困者に対する最低扶助基準を設置し、職業訓練およびその他の就労奨励プログラムに被扶助者を参加させることで貧困から彼ら自身が抜け出ることを助成する等を内容とする現行公的扶助制度の全面改正を提案した（本誌第8号参照）。

この改正提案によれば、現行A F D Cは家

族扶助計画という新プログラムにとって代られることになる。家族扶助計画の適用対象は要保護児童をもつ母親、父親が失業している家庭および働く貧困者 Working Poor 等である。年収 720 ドル以下の 4 人家族世帯では家族扶助計画により連邦最低扶助基準額である年額 1,600 ドルの給付をうけ、収入のない家庭の場合はさらに 800 ドル相当の食糧スタンプをうけられる。1,600 ドルの内訳は家族 2 人につきそれぞれ 500 ドル、残りの者 1 人につき 300 ドルとなっている。年収 720 ドルまでは扶助は削減されないが、収入が 720 ドルをこえる分については、収入 2 ドルにつき扶助 1 ドル削減の方式がもち込まれる。そして 4 人家族世帯で年収 3,920 ドルに達したとき、扶助は打ち切られるのである。この場合、家族扶助計画の必要経費いっさいを連邦が負担するが、州は連邦の給付額に付加給付することができる。

この方式により、現在の州による給付額の甚だしい不公平を緩和しようとするものであり、この不公平とは例示すれば、昨年 7 月現在でアラバマ州の連邦・州の A F D C 給付額

は 4 人家族世帯で月額 81 ドルであり、ニューヨーク州では 313 ドルという具合である。新しい連邦最低扶助基準額の 1,600 ドル以下を現在給付しているのは南部の 8 州のみで、他の 42 州は 1,600 ドルをはるかに上廻っている。最低扶助基準額の 1,600 ドルを連邦が負担することによって、全州が現行方式による負担を軽減できることが期待されている。すなわち現在 1,600 ドルを上廻る扶助額を支給している州は少なくとも 10%，1,600 ドルを下廻る扶助額を支給している州は 50% の軽減が見込まれる。

ところで、この家族扶助を適用される貧困者数であるが、国勢調査局による推計では全米で 2,540 万人としている。このうち 1,070 万人は児童で他の 460 万人は成人である。都市部における貧困者数は 1,290 万人で残りは郡部におけるものとなっている。また全体の 3 分の 1 は黒人である。1961 年当時には貧困者数の半数以上が黒人であった。彼らは当時よりも収入状態は良くなつたが、1968 年における彼らの平均所得は、白人の平均所得の約 60% にしかすぎない（黒人 5,400 ドルに対し

白人8,900ドル)。現在の貧困基準は都市部の4人家族世帯で年収3,600ドル、農業世帯で3,000ドルであり、全貧困者を対象とする家族扶助計画にもとづけば、現行の公的扶助適用数の約1,000万人から2,540万人に増加するのである。そして年間経費は約125億ドルを必要とするであろう(現在は約100億ドル)。その結果、連邦負担のみで年間66億ドルになろう(現在32億ドル)。

この膨大な負担を現財政でまかなうことはとうてい無理であると考えた下院歳入委員長のウィルバーD・ミルズは、公的扶助制度の改正法案と社会保障年金(OASDHI)の改正法案との公聴会を同時に開催することによって、国民の関心を社会保障年金の引き上げに集中させ、公的扶助改正法案の審議ができるだけ遅延させようとした。この態度を怒った政府は1月13日にナショナル・プレス・クラブで保健・教育・福祉省のフィンチ長官が議会を攻撃する演説を行なう等の圧力をかけた。そこでやむなく下院歳入委員会は公的扶助改正の政府原案に若干の修正を加えただけで2月26日に可決せざるをえなかったのである。

議会審議における批判

提案当時多くの称賛をえた家族扶助計画は、その後の議会審議において種々の批判をうけている。批判の一つは、家族扶助計画では貧困者を貧困から救い出すこともできず、膨大な公的扶助の負担から州を救い出すこともできない、というのである。なぜならば連邦最低扶助基準額の1,600ドルは貧困家庭に相当な生活水準を提供する額としては非常に不適当なものであるからで、800ドル相当の食糧スタンプを付加給付されたとしても4人家族世帯はわずかに年2,400ドルのみで生活しなければならず、これは連邦貧困基準以下の生活でしかない。

オクラホマ州選出のFred R. Harris民主党上院議員も、家族扶助計画では現行AFDC被扶助者の80%以上に現行額を下廻る扶助額を支給することになり「このように低い扶助基準では貧困から救い出すかわりによりいらっしゃ悲惨な貧困を強制することになろう」と批判している。ニューヨーク州のロックフェラー知事も、ニューヨーク州のように現行

扶助額がきわめて高い州の被扶助者は、家族扶助計画に切りかえられることで事実上罰をうけるようなものだと語った。

下院審議の際、ジョージア州選出のPhil M. Landrum(民主党)議員は「われわれはより慎重に法案審議をしなければならない。怠惰な者と就労している者とを問わず貧困家庭全体に最低所得を保証することは正しい方法であろうか」と法案の根本的再検討を促した。ミルズ下院歳入委員長は、被扶助者が就職すると扶助額が収入の程度に応じて削減される制度について「被扶助者の就労意欲を妨害する最大の原因」であるとして、なんらかの改革を要求したのであった。

しかし、前述したとおり政治的理由等から下院歳入委員会は、若干の修正を加えたのみで原案を可決し、本会議でも243対155票でもってできる4月16日に可決されたのである。なお下院での修正で貧困な老人、盲人、障害者扶助は増額され、州はこれらの該当者にそれぞれ月額110ドルを扶助するが、その110ドルのうち65ドルまではその90%を、残額については25%を連邦が支出することになった。

さて下院を通過した法案は、上院財政委員会の審議に付されることになったが、上院ではこれより以前に民主党議員達が公的扶助制度改廃について党提案を行なっている紹介する。

フィンチ長官が議会審議に圧力をかける演説を行なった直後、上院民主党の Fred R. Harris 議員と George McGovern (サウス・ダコタ州選出) 議員は、大統領提案より高い扶助額を必要とする法案をそれぞれ提出した。Harris 議員の「National Basic Income and Incentive Act」法案は、公的扶助の経費を全額連邦負担にすること。標準 4人家族世帯に対する連邦最低扶助基準額は年額 3,600 ドルで、収入のある場合は収入が 6,300 ドルに達したとき扶助は完全に打ち切られる、等が主内容である。

McGovern 議員による「Human Security Plan」法案は、四部分からなっている。つまり児童手当プログラム、職業保証プログラム、老人および障害者に対する扶助増額プログラム、その他プログラムでカバーされない者に対する特別公的扶助プログラムである。

このうちの児童手当プログラムについては、貧困者のみならず全家庭が児童 1 人につき月額 50 ドルから 65 ドルまでの手当をうけることを提案している。

大統領提案の家族扶助計画にもとづけば、少なくとも現行制度下での連邦支出額の 40 億ドルにさらに 45 億ドルから 55 億ドルを要することになるが、Harris 法案では当初に約 70 億ドル、完全実施の時に約 200 億ドルを要し、McGovern 法案でも Harris 法案同様に連邦支出の大負担を招くもので現財政で実現不可能である。

公的扶助改正法案が最初に議会に付託された昨秋の時点では、最大最強の反対者は下院歳入委員会とミルズ委員長であった。だが結局のところ党利党略のため彼は意を屈して法案を可決してしまったのであった。次に付託された上院財政委員会での可決は容易なものと見込まれていたが、意外なことに上院での審議は難航し、法案は徹底的再検討を要求される段階まできている。

下院でも問題になったように、家族扶助計画の最大の問題点は上院においても「怠惰な

者と就労している者とにかくわらず貧困家庭に対する同等の連邦扶助」という点であった。ラッセル・ロング上院財政委員長はこの点に関してミルズ委員長よりもはるかに難色を示している。上院委員会の公聴会においてデラウェア州選出の John J. Williams (共和党) 議員は政府に対し、医療扶助プログラム、公共住宅プログラムおよび食糧スタンプ・プログラムのごとき貧困者に対する諸プログラムと家族扶助計画とがどのように関連づけられて検討されたかを示す資料を要求した。そしてフィンチ長官の提出した回答資料は家族扶助計画についての委員会の同意を喪失せしめるものであったという。これは同資料中、現行公的扶助制度下における就労奨励プログラムで貧困者の就労意欲を積極的に促進した証拠がほとんどなかったことで、委員会のメンバーは家族扶助計画も就労奨励を基盤とする点で懸念する気配が濃厚となつた。だが、この被扶助者の惰落に早くから気付いていたからこそフィンチ長官はより強力な就労奨励プログラムの樹立を検討して、結局家族扶助計画の提案となつたのであった。

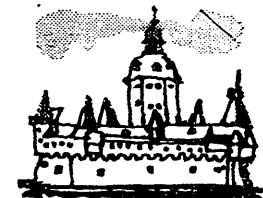
当初、法案は上院を通過すれば、7月頃には法律を公布し、1971年7月より実施の予定であったが、上院委員会での審議がことのほか手間どっている現状であるため、事態がどのように展開するかが危ぶまれている。いずれにせよ与野党とも政治的配慮と、貧困者の要求が高まる「暑い長い夏」を控えて法案可決は回避されないであろうが、問題はその修正である。医療扶助プログラム等の他の貧困者向けプログラムとの関連で家族扶助計画を完全実施するためには少なくとも数年間の整理検討期間が必要だともいわれる。肝要なことは、いたずらに選挙のための人気とり政策を無責任に押し出すことをやめて、実質的な面での検討を進めることであろう。ともあれ、このアメリカの画期的な所得保証政策はアメリカ国民のみならず世界の关心事であるに相違ない。

*Congressional Quarterly Weekly Review,
U. S. News & World Report, Christian
Science Monitor, New York Times Weekly
Review.*

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

貧困家族対策の強化

(イギリス)



積極的な貧困家庭対策キャンペーンを展開している貧困児童対策グループ Child Poverty Action Group は、すでにこれまで再三にわたって労働党政権下の貧困対策を批判し積極的施策を要望する申入れを政府に対して行なってきたが、5月23日、クロスマン社会サービス相に家族手当の大幅引上げを要求する書簡を送り、間近かに迫っている総選挙運動の一環として「貧困対策宣言」を準備しているといわれる。同グループは、チトマス教授やエーブル・スミス教授らとともに世界的に著名な英国の社会保障学者であり労働党政権の社会政策面でのブレインとして大きな役割を果しているタウンゼント教授を中心とする主として進歩的学者グループから構成され、社会的

にも大きな影響力をもっている。

以下は、同グループが投書の形式で「ザ・タイムズ」紙に掲載した政府に対する公開質問書と下院議員グループの回答である。

家族手当引上げの予算措置を

われわれは、社会政策に関心をもつ専門家グループである。われわれは、現政府が1964年に政権の座についた当時に比し現在ますます貧しさの度を加えている低所得家庭に対し、今年度予算において特別な優先順位を与える必要性について注意を喚起したい。

過去数か年間の失業は戦後の新記録を作った。物価・所得政策は低賃金所得者の賃上げ要求抑制に大きな影響を与えてきた。1964年